

奥武山野球場会議室等の養生業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 件名	奥武山野球場会議室等の養生業務委託
(2) 数量	「仕様書」のとおり
(3) 履行場所	沖縄セルラースタジアム那覇内
(4) 仕様	「仕様書」のとおり
(5) 様式等	那覇市ホームページからダウンロード
(6) 履行期限	令和9年 3月25日(木)

2 入札執行の日時及び場所等(入札及び開札日時等)

(1) 入札方法	直接投函(本市様式の入札書(紙)による入札)
(2) 質問書受付期限	令和8年8月3日(月) 午後2時まで
(3) 質問書の回答期限	令和8年8月5日(水)
(4) 入札参加申請書 受付期限	令和8年8月14日(金) 午後2時まで
(5) 入札参加審査結果 の連絡期限	令和8年8月18日(火)
(6) 入札及び開札日時	令和8年8月25日(火) 午前10時00分
(7) 入札及び開札場所	那覇市役所本庁舎 5階 501会議室

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日まで(要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	令和8・9年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿の第一希望業種が「木工、家具、調度品、装飾品類」で第二希望業種が「シート、テント類」で登録されている者であること。
(2)	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
(3)	那覇市物品購入等競争入札取扱要綱第13条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(4)	営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、それらの資格等を有していること。
(5)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(6)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)

(7)	代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。 ① 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。 ② 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。 ③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
-----	---

4 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

5 仕様書等の閲覧方法

仕様書等は那覇市ホームページ内で公表する。

6 入札参加申請方法

(1)参加申請期限	令和8年8月14日(金)午後2時
(2)参加申請先	那覇市経済観光部観光課
(3)参加申請方法	「入札参加申請書」「履行実績」に必要事項を記入し、観光課へFAX又は電子メールにて申請すること。 ※FAX又は電子メール送信後は、必ず観光課へ連絡すること。 ※期限までに申請しない者は、入札に参加することができない。 ※原本については入札当日に持参すること

7 質問の方法・回答

(1)質問の方法	「質問書」に質問内容を記載し、観光課へFAXまたは電子メールにて提出すること。 ※FAXまたは電子メール送信後、必ず観光課へ連絡すること。
(2)質問期限	令和8年8月3日(月)午後2時まで
(3)質問書に対する回答方法	令和8年8月5日(水)に那覇市ホームページに掲載する。 ※質問の提出がない場合は、ホームページへの掲載は行わない。

8 入札の日時など

(1)入札及び開札日時	令和8年8月25日(火) 午前10時00分
(2)入札及び開札場所	那覇市役所本庁舎 5階 501会議室(那覇市泉崎1丁目1番1号) ※入札場所については、諸般の事情により変更する場合がある。 変更する場合は、入札参加申請者全員へ連絡する。
(3)入札方法	入札書(市指定様式)による紙入札
(4)入札時提出書類	ア 入札書(本市様式) イ 代理人が入札する場合にあつては委任状(本市様式)
(5)入札書の記載方法	入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)	入札に参加する資格のない者がした入札
(2)	入札参加申請書(本公告6(3))にて参加意思表示をしていない者がした入札
(3)	委任状を持参しない代理人がした入札
(4)	同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
(5)	入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
(6)	連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(7)	入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
(8)	入札書に記名押印を欠いた入札
(9)	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(10)	入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
(11)	鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(12)	再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
(13)	郵送による入札
(14)	その他入札の条件に違反した者が提出した入札

10 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

11 契約保証金

那覇市契約規則第30条第6号イの規定に基づき免除する。

12 落札者の決定の方法

(1)	本件入札は、総価によって行い、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
(2)	同価の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
(3)	落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

13 その他

(1)	入札説明会は、実施しない。
(2)	公告事項の内容に変更がある場合は、次のURLに変更公告を掲載するので、入札開始までは常に確認すること。 https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/1003844/1010980/index.html
(3)	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページへ掲載する。

14 お問い合わせ先

(1)	那覇市 経済観光部 観光課 観光振興グループ(担当:池村・知花) 電話:098-862-3276 FAX 098-862-1580 メール:k-kan110@city.naha.lg.jp
-----	--

